

税金は医療や福祉、教育の充実、道路整備など、わたしたちの暮らしを支え豊かにする町の大切な財源です。本年度の町税の納付期限は次のとおり。期限までに忘れず納付してください。

【軽自動車税】

全期 ▶ 5月31日 金

【固定資産税】

1期 ▶ 5月31日 金

2期 ▶ 7月31日 水

3期 ▶ 9月30日 月

4期 ▶ 12月25日 水

【町県民税】

1期 ▶ 7月1日 月

2期 ▶ 9月2日 月

3期 ▶ 10月31日 木

4期 ▶ 1月31日 金

【国民健康保険税】

1期 ▶ 7月31日 水

2期 ▶ 9月2日 月

3期 ▶ 9月30日 月

4期 ▶ 10月31日 木

5期 ▶ 12月2日 月

6期 ▶ 12月25日 水

7期 ▶ 1月31日 金

8期 ▶ 2月28日 金

※納付書は6月上旬発送

※納付書は7月上旬発送



スマホ決済アプリ「PayPay」、
「LINEペイ」、「モバイルレジ」で
各種町税の納付ができます。詳細
は、福智町HPをご確認ください。



↑町HPはごちから

● 次の納付書はスマホ決済アプリで納付できません

- ・コンビニ使用期限を過ぎた納付書
- ・金額が訂正された納付書
- ・QRコードが印字されていない納付書
- ・破損や汚損などでQRコードが読み取れない納付書

滞納を厳しく処分

STOP
滞納

滞納は、滞納者にとって延滞金や督促手数料、滞納処分といった不利益の元ですが、町にとってもその整理に多くの費用がかかります。この費用は、貴重な町税などの収入で補われており、滞納者が期限を守って納税していれば、費やさなくて済むものです。経費削減のためにも、納期内納付にご協力ください。

▶個人町県民税(普通徴収/特別徴収)▶法人町民税▶軽自動車税▶固定資産税▶国民健康保険税▶入湯税▶町たばこ税の滞納に対し、次のように厳しく滞納処分を行っています。

1 滞納すると… 高率の延滞金が加算されます

- ▶納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、条例で定める割合で計算した額の延滞金が加算されます。なお、延滞金がかかる場合は、完納後に延滞金の納付書が届きます。
- ▶延滞金の計算方法については、福智町公式HPで確認するか、役場税務住民課へお問い合わせください。

2 納期限を過ぎて未納があると… 督促状が届きます

法律により督促状を送付

- ▶納期限を20日過ぎても完納しない場合、法律により督促状が送付されます。
- ▶納付したのに督促状が届いた場合は、行き違いですのであしからずご了承ください。
※納期限までに完納すれば督促状は届きません。

3 督促状が届いても完納しないと… 財産を差し押えられます

給与・不動産・自動車・売掛金などを差し押さえ

- ▶督促状発送後10日経っても完納しないとき、法律により、徴税吏員は滞納者の財産を差し押さえなければならないこととされています。督促状が届いたらお早めに納付されることをお勧めします。病気や失業など、やむを得ない事情がある場合は、税務住民課 収納対策係 にご相談ください。

問 役場 税務住民課 収納対策係 ☎22-7761